

仕 様 書

1 委託する保安管理業務

電気事業法第43条第1項に定める自家用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督に係る業務

2 委託対象電気工作物

施設の名称および所在地	別紙1「点検対象官署一覧表」のとおり
需要設備容量および受電電圧	別紙1「点検対象官署一覧表」のとおり
受電種別	別紙1「点検対象官署一覧表」のとおり

3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 絶縁常時監視装置（自動通報方式）および漏電監視装置等の設置

- ① 低圧電路の絶縁（漏電）を常時監視するために絶縁常時監視装置（50mA以上の漏洩電流で感知し発報するもの）および漏電監視装置等を受託者の責任において各履行場所全てに設置し、これを維持管理すること。設置する絶縁常時監視装置等は別紙1「点検対象官署一覧表」のとおりとする。
- ② 絶縁常時監視装置および漏電監視装置等は受託者の所有とし、装置の設置、撤去および保守等は本業務に含むものとする。
- ③ 絶縁常時監視装置および漏電監視装置等は、履行開始月に速やかに設置し、本契約終了後は、他事業者が次年度契約について落札した場合は、他事業者が装置を設置できるよう受託者の責任において速やかに当該装置を回収すること。

(2) 受託者が行う点検、測定および試験は、電気工作物の種類に応じて原則として下記により、別紙2「点検、測定および試験の基準」のとおり行うこと。

① 月次点検

主として運転中の施設を点検することをいい、点検回数は別紙1「点検対象官署一覧表」のとおり、2ヶ月に1回又は3ヶ月に1回とする。

② 年次点検

主として施設の運転を停止して点検することをいい、毎年1回行う。ただし、3年に2回は施設の運転を停止せず点検を行う。

③ 臨時点検

異常が発生した場合および発生するおそれがある場合など、必要に応じて行う。

④ 絶縁常時監視装置および漏電監視装置等

当該装置から発せられた警報等を受けた場合は、履行場所の庁舎等管理担当職員に連絡し、電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じ受託者職員を派遣して点検を行う等適切に対処すること。

- (3) 電気工作物の維持および運用が適正に行われるよう指導、助言および協議を行うとともに、各履行場所の保安規定に基づく定期点検、測定および試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない項目があるときは、必要な指導又は助言を行うこと。
- (4) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生のおそれがあるときは、応急措置等を指導するとともに事故原因の究明に協力し、再発防止のためのとるべき措置について指示又は助言を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成および手続きの指導を行うこと。
- (5) 電気工作物の工事、維持および運用に関する経済産業省への届出書類および図面について、その作成および手続きの指導を行うこと。
- (6) 電気工作物の設置又は変更工事を行うときは、設計の審査、工事中の点検および使用前自主点検並びに竣工検査を行い、これに伴う必要な指導又は助言を行うこと。
- (7) 電気事業法第107条第3項に基づいて行われる安全管理審査並びに立入検査に立ち会うこと。
- (8) その他各履行場所の保安規定に基づく技術等業務を行うこと。

5 作業日時

- (1) 開庁日時である平日の午前8時30分から午後5時15分までに実施することとするが、停電を伴う点検等を実施するときは、来客者および各履行場所に設置されている各種システムに影響を及ぼすおそれがあることから、平日の開庁前、開庁後、又は土、日、祝日等の閉庁日に実施する場合もあること。
- (2) 具体的な日時は各履行場所の庁舎等管理担当職員と協議のうえ、決定すること。

6 結果報告および検査

各点検等を実施したときは、報告書等を作成のうえ結果を報告し、検査職員から業務完了の検査を受けること。

7 安全の確保

- (1) 作業中は、職員、来庁者、施設および備品等に危害又は損害を与えない

よう、機器を操作するときは十分に安全確認を行い、万全の措置を行うこととする。

- (2) 作業中に事故が発生した場合は、事故の大小に関わらず、各履行場所の庁舎等管理担当職員に報告し、その指示を受けること。

8 損害賠償義務

作業中に受託者側の責に帰すべき事由により、職員、来庁者、施設および備品等に損害が生じた場合は、受託者がその全責任を負うこととする。

9 契約および支払方法

各履行場所に係る月額×12ヶ月の年間総価契約とし、各履行場所に係る月額を2ヶ月に1回支払うこととする。

10 その他

- (1) 保守点検に必要な道具は、受託者の負担とする。
- (2) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託の業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札参加に応じること。
- (3) 再委託についての要件は、別添のとおりとする。

点検対象官署一覧表

No.	官 署 名	所 在 地	受電種別	設置する監視装置の種類	点検周期	設備容量	
						kVA	kV
1	秋田公共職業安定所	秋田市茨島1-12-16	常時	絶縁常時監視装置	1/2	150	6.6
2	秋田公共職業安定所男鹿出張所	男鹿市船川港船川字新浜町1-3	常時	漏電監視装置等	1/2	95	6.6
3	能代公共職業安定所	能代市緑町5-29	常時	漏電監視装置等	1/3	80	6.6
4	大館公共職業安定所	大館市清水1-5-20	常時	漏電監視装置等	1/2	100	6.6
5	大館公共職業安定所鷹巣出張所	北秋田市鷹巣字東中岱26-1	常時	漏電監視装置等	1/3	80	6.6
6	大曲公共職業安定所	大仙市大曲住吉町33-3	常時	漏電監視装置等	1/2	100	6.6
7	大曲公共職業安定所角館出張所	仙北市角館町小館32-3	常時	絶縁常時監視装置	1/2	105	6.6
8	本荘公共職業安定所	由利本荘市石脇字田尻野18-1	常時	絶縁常時監視装置	1/2	115	6.6
9	横手公共職業安定所	横手市旭川1-2-26	常時	絶縁常時監視装置	1/2	168	6.6
10	湯沢公共職業安定所	湯沢市清水町4-4-3	常時	漏電監視装置等	1/2	70	6.6
11	鹿角公共職業安定所	鹿角市花輪字荒田82-4	常時	漏電監視装置等	1/3	80	6.6
	合 計					1,143	

(注) 点検周期欄の「1/2」は隔月1回点検、「1/3」は3ヶ月に1回点検を表す。

点検、測定および試験の基準

1 電気工作物の維持および運用に関するための点検、測定および試験は、原則として保安規程の別表「点検、測定及び試験の基準」のとおりとします。

2 臨時点検および試験

(1) 次に掲げる電気工作物についてはその都度、異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路および機器の絶縁耐力試験を行います。

ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響をおよぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物

イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含みます。）が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ その他の電気器材に異常が発生した場合には、その電気工作物

(2) 高圧受電設備に事故発生の恐れがある場合は、その都度点検、測定および試験を行います。

3 点検、測定および試験の周期

点検の種類	周 期
月次（巡視）点検	別紙 1 「点検対象官署一覧表」のとおり
年次点検	毎年 1 回の停電点検
臨時点検	必要の都度

(注) 年次点検には、月次点検が含まれます。

4 工事中の点検周期

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書第 3 条第 2 項に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週 1 回行うものとします。

5 報告

自家用電気工作物の点検、測定および試験の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、速やかに報告を行い、その改善、措置方法について提案するものとします。

点検、測定及び試験の基準

○印の該当項目については、設備のある場合に適用します。

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
			隔月1回	1年1回	
受電設備 含む二次受電設備	責任分界となる 開閉器等 引込線等 電線及び支持物 ケーブル	外観点検※1	○	○	必要の つど
		観察点検※2		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
	遮断器 開閉器	外観点検※1	○	○	
		観察点検※2		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		絶縁油の点検試験※3		○	
	断路器 電力用ヒューズ 避雷器 計器用変成器 母線 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検※1	○	○	
		観察点検※2		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検※1	○	○	
		観察点検※2		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○	○	
		絶縁油の点検試験※3		○	
		内部点検		○	
	配電盤 及び 制御回路	外観点検※1	○	○	
		電圧・電流測定	○	○	
		観察点検※2		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
	受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外観点検※1	○	○	
		観察点検※2		○	
接地装置	外観点検※1	○	○		
	観察点検※2		○		
	接地抵抗測定		○		
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	

点検、測定及び試験の基準

○印の該当項目については、設備のある場合に適用します。

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
			隔月1回	1年1回	
電気使用場所の設備	電動機 電熱機 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 接地装置	外 観 点 検※1	○	○	必 要 の つ ど
		観 察 点 検※2		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
非常用予備発電設備	原 動 機 及 び 付 属 装 置	外 観 点 検※1	○	○	
		観 察 点 検※2		○	
		保護装置動作試験		○	
		始動停止試験	○	○	
	発 電 機 及 び 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検※1	○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	
		励磁装置観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
		開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	
発電設備	原動機・付属装置 発電機・励磁装置	非常用予備発電設備に準ずる	同左	同左	
	水力設備及び付属装置 風力設備及び付属装置 太陽電池及び付属装置 燃料電池及び付属装置	外 観 点 検※1	○	○	
		観 察 点 検※2		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地装置 開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	
蓄電池設備	蓄 電 池	外 観 点 検※1	○	○	
		観 察 点 検※2		○	
		液 量 点 検		○	
		電圧・比重・液温測定		○	
	充 電 装 置	外 観 点 検※1	○	○	
		観 察 点 検※2		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
絶 縁 監 視 装 置	外 観 点 検※1	○	○		
	設定値確認・検知動作試験		○		
	自動伝送試験		○		
	設定値の誤差確		○		

1. 「外観点検※1」とは、電気を止めない状態においては梯子その他の器具を用いないで到達できる範囲の最も見やすい箇所から、主として目視により電気工作物を点検することをいう。
2. 「観察点検※2」とは、電気を止めて電気工作物を目視のほか触手により点検することをいう。停電が困難な場合は外観点検に代える。
3. 絶縁油の点検試験※3は必要の都度、実施します。
4. 内部点検は内部が容易に開放できるものを対象として実施します。
5. 太陽電池及び付属装置の外観点検は月次点検周期を6ヶ月に1回とします。

再委託についての要件

1. 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者(受注者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2. 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

3. 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。